

あなたの海外ビジネススキルを 基礎から5日間で鍛えます!

参加費
無料

中小企業海外ビジネス人材育成塾のご案内

戦略策定から商談の実践までサポート

POINT
1

多角的に情報を分析し、
海外戦略を立案

フレームワークを活用して顧客・
自社・市場の分析を行い、基礎
となる海外戦略を立案します。

POINT
2

資料作成と講師による
個別面談

戦略に基づき商談プレゼン資料
を作成し、講師からの個別指導の
もとブラッシュアップを行います。

POINT
3

ロールプレイで
商談のスキルを習得

参加者同士のロールプレイと
相互フィードバックを通じて
商談のスキルを習得します。

研修プログラム (全5回毎週開催・5週間)



修了後もジェトロとの面談やサービスをご用意しています!

各コース日程

(募集人数は各コース 16 名程度を想定) 一部変更の可能性があります。予めご了承ください。

開催時期	コース名	対象分野/ 優先分野	曜日	Day1	Day2	Day3	Day4	Day5	ジェットロ 運営事務局
6月期 [募集期間] 5/13(月) 11:00 } 5/21(火) 12:00	通常コース(1)	消費財対象	火	6/18	6/25	7/2	7/9~ 7/12 [面談] 1人1回 30分程度	7/16	本部(東京)
	通常コース(2)	産業財対象	水	6/19	6/26	7/3		7/17	本部(東京)
	通常コース(3)	消費財対象	木	6/20	6/27	7/4		7/18	栃木
	「中国地域産品の海外販路 開拓事業」参加者コース	デザイン・インテリア・ 日用品優先	金	6/21	6/28	7/5		7/19	中国ブロック(鳥取)
9月期 [募集期間] 7/29(月) 11:00 } 8/6(火) 12:00	展示会準備コース	化粧・美容品優先	火	9/3	9/10	9/17	9/24~ 9/27 [面談] 1人1回 30分程度	10/1	本部(東京)
	通常コース(1)	—	水	9/4	9/11	9/18		10/2	本部(東京)
	通常コース(2)	—	木	9/5	9/12	9/19		10/3	名古屋
	通常コース(3)	食品優先	金	9/6	9/13	9/20		10/4	茨城
11月期 [募集期間] 10/11(金) 11:00 } 10/22(火) 12:00	通常コース(1)	産業財対象	火	11/19	11/26	12/3	12/10~ 12/13 [面談] 1人1回 30分程度	12/17	本部(東京)
	通常コース(2)	—	水	11/20	11/27	12/4		12/18	長野
	展示会準備コース	機械優先	木	11/21	11/28	12/5		12/19	大阪本部
	通常コース(3)	消費財対象	金	11/22	11/29	12/6		12/20	本部(東京)
2月期 (2025年) [募集期間] 1/7(火) 11:00 } 1/17(金) 12:00	通常コース(1)	消費財対象	火	2/10(月)	2/18	2/25	3/4~ 3/7 [面談] 1人1回 30分程度	3/11	本部(東京)
	通常コース(2)	—	水	2/12	2/19	2/26		3/12	東北ブロック(仙台)
	通常コース(3)	—	木	2/13	2/20	2/27		3/13	大阪本部
	通常コース(4)	産業財対象	金	2/14	2/21	2/28		3/14	本部(東京)

特徴的なコースについて

「中国地域産品の海外販路開拓事業」参加者コース：ジェットロが実施予定の「Craftsmanship 中国地域産品の海外販路開拓事業(デザイン・インテリア・日用品)」に参加予定の方を優先とします。当該事業への参加予定のない方もお申込みいただけます。

展示会準備コース：海外展示会に出展が決まっている方/今後の出展を予定している方を対象とします。

運営事務局について

ジェットロ本部(東京)以外の運営するコースでは、原則地元企業が優先となりますが、その他の地域の方もお申込みいただけます。

対象分野/優先分野について

一部コースでは参加者の対象分野を設定しています。優先分野が設定されているコースについては、他分野の方もお申込みいただけます。記載のないコースについては、対象分野・優先分野のいずれも設定いたしません。

消費財：消費を目的として一般消費者が購入するものを指します。

例) 食品、飲料、雑貨、インテリア、工芸品等

産業財：生産を目的として企業が購入するものを指します。

例) 機械、部品、原材料等

対象者

詳しくはジェットロウェブサイトをご覧ください

輸出を行っている、あるいは行う予定のある中小企業*1の海外事業担当者*2であること

*1 中小企業基本法第2条に規定する中小企業またはその連携体であること。但し、資本金・出資金5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される企業の社員、直近過去3事業年度の課税所得額の平均が15億円以上の企業の社員は対象外とします。

*2 これから海外商談に臨む方、または基礎から学び直しを希望する方は応募が可能です。

なお、輸出したい商材が製品化されており、すでに販売している、あるいは販売できる状態の方が対象です。

お申込み・お問い合わせ



ジェットロ海外ビジネス人材育成課
 電話：03-3582-8355
 メール：ikusei@jetro.go.jp

詳細はウェブサイトから

ジェットロ育成塾

検索

<https://www.jetro.go.jp/services/ikusei/ikuseijuku.html>

